

海岸漂着物処理推進法及び基本方針評価表（案）

（○：取組中 △：取組に向け検討中 ×：未着手）

法	基本方針	現状	評価	評価の理由・課題
<p>（海岸漂着物対策活動推進員等） 第 16 条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。</p> <p>3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。</p> <p>一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。</p> <p>二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。</p> <p>三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。</p> <p>四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。</p>	<p>（第 1（5）②、12 頁）</p> <p>② 海岸漂着物対策活動推進員等の活用 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体（以下「海岸漂着物対策活動推進員等」という。）は、海岸漂着物対策の重要性に関する住民の理解の深化、住民や民間団体に対する助言や情報提供その他の協力の実施、国や地方公共団体が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核的主体の一つとしての役割が期待される。</p> <p>このため、都道府県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言の実施、普及啓発等に当たって、海岸漂着物対策活動推進員等を積極的に活用することが望まれる。</p> <p>海岸漂着物対策活動推進員等の候補としては、地域に根付いて活動し豊富な知見やネットワークを有する民間団体及びその代表者、学識経験者等が挙げられる。</p>	<p>海岸漂着物対策活動推進員の委嘱を 9 自治体で検討中であるが、委嘱済みの自治体は存在しない。また、海岸漂着物対策活動推進団体の指定も行われていない。</p>	△	<p>現在、一部の地方公共団体において、海岸漂着物対策活動推進員の活用を検討しているが、実際に活用された事例がない。</p> <p>国は、都道府県が海岸漂着物対策活動推進員等を必要とした際に、民間団体、学識経験者等を紹介する等、情報提供による支援を行う。</p>
<p>（処理の責任等） 第 17 条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（第 1（1）①、3 頁）</p> <p>① 海岸管理者等の処理の責任等 ア 海岸管理者等の処理の責任 海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理の</p>	<p>全都道府県のうち、29 自治体で、地域計画を策定済みであり、策定中又は策定予定有りとした 6 自治体を合わせると、35 自治体（全体の 75%）で海岸漂着物対策を実施している。</p>	○	<p>海岸管理者等は、地域グリーンニューディール基金等を活用し、地域計画において重点的に対策を推進するとして海岸について、海岸漂着物等の回収・処理を精力的に実施してき</p>

<p>2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。</p> <p>3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。</p> <p>4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。</p>	<p>ため必要な措置を講じなければならない。このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められる。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。</p> <p>また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には管理者とする。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。</p> <p>イ 市町村の協力義務</p> <p>市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者（占有者がない場合には管理者とする。）に協力しなければならない。このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努める。市町村の協力としては、例えば、海岸管理者等と連携して市町村が海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等が挙げられる。</p>	<p>また、地域グリーンニューディール基金等を活用することにより、3年間に全国で3万6千トンの海岸漂着物の回収・処理が行われた。</p>		<p>た。</p> <p>しかし、一部の都道府県においては、地域計画を策定しておらず、地域計画は都道府県が必要と認めるときに作成するものとされているものの、国としては、引き続き、都道府県に対し説明会や意見交換会の場を設け、働きかけを行っていく。</p> <p>また、海岸漂着物の発生源である地方公共団体が海岸漂着物対策に積極的に取り組むための措置や指導が必要である。</p>
<p>（市町村の要請）</p> <p>第18条</p> <p>市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。</p>	<p>（第1（1）②、3頁）</p> <p>② 市町村の要請</p> <p>市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえ</p>	<p>都道府県は、地域計画を策定するにあたり、市町村の意見も聞きながら、重点的に対策を推進する海岸を選定したものと理解している。</p>	<p>△</p>	<p>今後、都道府県だけではなく、市町村の取組についても、状況把握に努める。</p>

	てその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。			
<p>(協力の求め等)</p> <p>第19条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あつせんを行うことができる。</p> <p>第20条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。</p>	<p>(第1(1)③、4頁)</p> <p>③ 地域外からの海岸漂着物に対する連携</p> <p>ア 都道府県知事による協力の求め 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該他の都道府県の知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求めることができる。 都道府県知事は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都道府県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の都道府県知事に協力を求めることができる。協力の求めを受けた当該他の都道府県知事は、その趣旨を踏まえて、必要がある場合には、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>イ 環境大臣のあつせん 環境大臣は、都道府県知事から他の都道府県知事に対して協力の求めがあった場合において、都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あつせんを行うことができる。この場合において環境大臣は、都道府県知事による協力の求めの趣旨を踏まえて、あつせんのための所要の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>都道府県知事による協力の求め、環境大臣のあつせんが必要になった事例は現在のところ存在しない。</p> <p>また、伊勢湾総合対策協議会（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）に、海岸漂着物対策検討会が設置され、発生源及び海岸における総合的・広域的な対策を検討していると聞いている。</p>	△	<p>複数の自治体が共同して検討会等を設置し、効率的な海岸漂着物対策を検討している事例は、現時点で存在しない。</p> <p>今後、全国各地で総合的・広域的な取組が行われるよう、国は引き続き必要な支援を行っていく。</p>
<p>(外交上の適切な対応)</p> <p>第21条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。</p>	<p>(第1(4)①、11頁)</p> <p>① 関係国間の政策対話等の推進 海岸漂着物は国境を越えて周辺国からも漂着することから、周辺国及び関係する国又は地域（以下「関係国」という。）との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られることが重要である。周辺国に由来する海岸漂着物の発生抑制を図るた</p>	<p>日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）等様々な機会を捉え、海岸漂着物に関して、関係国との対話を実施してきた。また、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）等の国際的枠組みを活用し、関係国において情報交換や調査等を行い、国際協力の推進を図った。</p>	○	<p>海岸漂着物について、関係国と海岸漂着物に関する共通認識の醸成や協力体制の構築を図った。</p> <p>引き続き、国から関係国への働きかけによって発生抑制を図る。</p>

	<p>めには、我が国の取組だけでできるものではなく、政策対話等を通じて、国から関係国への働きかけによって発生抑制を図ることが必要である。また、国は北西太平洋地域海行動計画を活用した関係国の理解の促進や、これと連携して行う情報交換や調査等を通じて、国際協力の推進を図る。</p>			
	<p>(第1(4)②、11頁) ② 関係国への要請の実施等 周辺国から大量に漂着した廃ポリタンクや医療廃棄物等については、漂着状況の把握に努めるとともに、関係国に対して申し入れ、防止対策を進めることが重要である。このため、国は、周辺国から大量の廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着が確認された場合には、必要に応じて関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握を行うとともに、関係国に対して原因究明や対策の実施を強く要請する。 加えて、これまで原因究明や対策の実施について政府間等で協議や協力が進められている関係国については、協力関係をより一層強化する。</p>	<p>関係国への要請に際し、自治体と協力し、廃ポリタンク等の漂着状況把握等、適切な情報収集を行った。また、関係国に対して、海岸漂着物に関する申し入れを行い、漂着物の原因究明や対策の実施を強く要請した。</p>	○	<p>国は周辺国からの海岸漂着物に関して状況把握に努め、関係国に対して、適時適切に申し入れを行い、漂着物の原因究明や対策の実施を強く要請してきた。しかし、依然として、周辺国からの海岸漂着物の問題は解決してはならず、国は引き続き、粘り強く関係国との対話を行っていく必要がある。</p>
	<p>(第1(4)③、11頁) ③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携 我が国では、民間団体等や学識経験者によって、関係国との間で、海岸漂着物の調査や清掃活動等、民間レベルでの国際的な活動が展開されている。国は、国際協力の推進に際し、これらの民間団体等や学識経験者による国際的な活動との連携を図るよう努める。</p>	<p>民間団体等や学識経験者によって、関係国との間で、海岸漂着物の調査や清掃活動等、民間レベルでの国際的な活動が展開されている。</p>	○	<p>国は、民間団体による国際クリーンアップキャンペーンや環日本海環境協力センター(NPEC)等の研究機関による海岸漂着物に関する国際的活動との連携を図るよう努めてきた。引き続き、民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携を図っていく。</p>
<p>(発生の状況及び原因に関する調査) 第22条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(第1(2)②、6頁) ② 発生の状況及び原因に関する実態把握 ア 我が国の海岸漂着物等に関する調査 我が国における海岸漂着物等の発生の実態には未解明の部分が多く残されており、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための施策を的確に企画し、実施するためには、まず、海岸漂着物等の発生の状況や原因について可能な限り把握し、施</p>	<p>国は「漂流・漂着・海底ごみ削減方策総合検討事業」を実施し、漂着ごみの状況把握や発生原因究明、発生抑制策の検討及び国外への流出状況の把握等に努めている。 地方公共団体においても、56%にあたる26自治体で海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施し</p>	○(一部△)	<p>国は定期的に我が国の海岸漂着物等に関する調査を行ってきたが、今後は、調査の結果の情報共有を図っていく必要がある。 また、我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握も併せて行っていくことを検討する。</p>

	<p>策の検討の資料として供することが必要である。このため、国や地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため定期的に調査を行うよう努め、その結果を踏まえて海岸漂着物等の発生抑制を図るために必要な施策を企画立案し、実施するよう努める。</p> <p>イ 我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握</p> <p>海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着するものも多くみられるが、一方で、我が国に由来するごみ等であって周辺国の海岸に漂着するものもある。良好な海洋環境の保全や周辺国との国際協力の推進を図る観点から、我が国から周辺国に漂着する物の発生抑制を図ることも重要であり、国は、我が国から周辺国に漂着する物について可能な限り実態の把握に努める。</p> <p>ウ 情報の共有</p> <p>国や地方公共団体は、我が国における海岸漂着物等の発生の状況や原因に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に国民に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努める。</p> <p>また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、国や地方公共団体はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努める。</p>	<p>ている。</p>		
<p>(ごみ等を捨てる行為の防止)</p> <p>第23条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(第1(2)①、6頁)</p> <p>① 3Rの推進による循環型社会の形成</p> <p>我が国の国内に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、まず、国民生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めることが重要である。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則に基づき、容器包装に係る分別収集</p>	<p>各種リサイクル法の適切な実施、再生利用認定制度や広域認定制度等の廃棄物処理法による3Rの推進等、循環型社会の形成に努めているところ。</p>	<p>○</p>	<p>平成20年3月に閣議決定された循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種リサイクル法の着実な施行など3Rの取組を政府一体となって推進しており、平成22年の1人1日当たりのごみ排出量（一般廃棄物）は、平成12年と比べて約18%削減されている。（平成22年で976kg）</p>

	<p>及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)等の各種リサイクル法の適切な実施を始め、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることを通じて国内における廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することにより、我が国における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会の実現を図るよう努める。</p>			
	<p>(第1(2)③、7頁) ③ ごみ等の適正な処理等の推進 我が国の国内に起因する海岸漂着物には、陸域で生じた生活系ごみが多く含まれ、また、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されないために海岸に漂着しているものも散見される。このように、我々の日常生活に伴って排出される生活系ごみや、事業活動に利用され不要となった用具等が適正に処分されなければ、その一部が水域を経る等して海域に流出し、海岸漂着物となるおそれがある。このため、生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等を廃棄物として適正に処分することが、ひいては海岸漂着物等の発生抑制に資する。 このような観点から、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、国民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活において生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じ、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。また、事業者は、海岸漂着物等に散見される、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等により、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。</p>	<p>多くの国民は、日頃の暮らしの中で、ごみを少なくする配慮やリサイクルを実施し、海岸漂着物等の発生抑制に努めている。</p>	<p>○</p>	<p>一般廃棄物(ごみ)の排出総量及び一人当たり排出量は、年々減少傾向。市町村の分別収集量は、年々増加傾向。 産業廃棄物の排出量の状況はほぼ横ばいであるが、各種製品のリサイクル率や再生利用率等は向上する傾向。</p>
	<p>(第1(2)④、7頁) ④ ごみ等の投棄の防止 ア 不法投棄に関する規制措置の実施 海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、我が国</p>	<p>廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携の下、総合的な施策を実施し、不法投棄等の不適正処分の未然防止</p>	<p>○</p>	<p>ごみの不法投棄防止を図るため、ポスターの作成、市町村等関係団体と協力したパトロール等の監視活動等を実施した。</p>

	<p>の陸域や海域におけるごみ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。ごみ等の不法投棄については廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、国や地方公共団体は、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。</p> <p>イ 国民の意識の高揚とモラルの向上</p> <p>海岸漂着物には、生活系ごみを始め身近なごみ等に起因するものが多く含まれており、これらは山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、我々の日常生活に伴って身近に発生するごみ等の散乱を防止することが重要である。身近なごみ等の散乱の防止を図るためには、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、海岸を有する地域だけではなく広く各界各層の国民が海岸漂着物の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみ等の投棄を行わないことが必要である。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、環境教育の推進やインターネットやパンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態を国民に周知する等発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く国民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上を図るよう努める。</p> <p>ウ 陸域等における投棄の防止</p> <p>国や地方公共団体は、廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄に関する規制措置の実施と相まって、ごみ等の投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。投棄の防止対策を講ずべき場所としては森林、農地、河川、海岸等様々な場所が挙げられるが、海岸漂着物等には我々の日常生活に伴って生じる生活系ごみが多く含まれることから、市街地を始めとする我々の日常の暮らしに関わる場所</p>	<p>や拡大防止対策を推進した。</p> <p>また、河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めている。</p> <p>地方公共団体においても、パトロール等監視活動、看板等の設置、キャンペーン・啓発活動等を実施している。</p>	<p>また、海岸漂着物処理推進法及び基本方針等の趣旨等を踏まえ、河川においても漂流・漂着ごみ問題に取り組んだ。</p>
--	---	--	---

	<p>でのごみ等の投棄の防止を図るという視点が重要である。</p> <p>また、国内の陸域に起因する海岸漂着物は河川を経由して海域に流入するものが一因となっているため、国や地方公共団体は、河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努める。また、地方公共団体においては環境美化条例の制定等により市街地等におけるごみ等の投棄の防止に努めることが必要である。</p>			
<p>(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)</p> <p>第24条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(第1(2)⑤、8頁)</p> <p>⑤ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止</p> <p>海岸漂着物には、市街地を始め、森林、農地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制のためには、土地から水域等へのごみ等の流出又は飛散を防止することが重要である。これらの海岸漂着物の中には、生活系ごみ等のほかに、流木等の自然由来のものもみられる。</p> <p>このため、国民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。また、国や地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。</p> <p>また、海岸漂着物の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみ等が土地から水域等に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみ等が土地から水域等に流出又は飛散することのないように</p>	<p>国や地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めている。</p>	<p>○</p>	<p>引き続き、土地の適正な管理に関する助言及び指導等を行っていく。</p>

	<p>努めることが重要である。このため、これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うごみ等の流出又は飛散の防止に努めることが必要である。</p>			
<p>(民間の団体等との緊密な連携の確保等) 第25条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。 2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(第1(3)①、9頁) ① 国民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸漂着物は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、海岸漂着物の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚が図られ、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。 このため、国は、海岸漂着物の問題に関する知識の普及を図るほか、ボランティアに関する情報の提供や積極的な取組事例の表彰等を通じて、国民や民間団体等の積極的な参画を促すよう努める。また、地方公共団体においても、地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供、表彰等の施策を講ずることが望まれる。</p>	<p>環境省本省において、周知しやすいパンフレットを作成し、一般国民への海岸漂着物問題に関する知識の普及に努めた。また、地方環境事務所においては、子供にもわかりやすい教材を作成した。加えて、教師を対象とした勉強会の実施や教材の提供を行った。 地方公共団体においても、ボランティア活動との連携、支援や海岸清掃活動に必要な資材の提供等を行った。</p>	○	<p>国は海岸漂着物の問題に関する知識の普及やボランティアに関する情報の提供を行ってきたが、引き続き国民、民間団体等の積極的な参画を促進していく。</p>
	<p>(第1(3)②、9頁) ② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保 国民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもとで海岸漂着物への取組に参加するものである。このような自発的な意思は活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものであり、国や地方公共団体は、国民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するよう留意する必要がある。また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画し相互に連携していくためには、当事者間において公正性や透明性の確保が図られることが必要である。多様な主</p>	<p>国民へ民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて、自発的な意思のもとで海岸漂着物への取組に参加している。</p>	○	<p>国は国民や民間団体等の自発性や主体性を尊重するよう留意した。また、連携する主体間における公平性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進めた。</p>

	<p>体が自発性や主体性をもって継続的に活動に参画していくためにも、国や地方公共団体は、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進めることが重要である。</p>			
	<p>(第1(3)③、10頁)</p> <p>③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援</p> <p>ア 民間団体等との緊密な連携</p> <p>海岸漂着物の問題に関しては、民間団体等によってその解決に向けた様々な活動が行われており、重要な役割を果たしている。民間団体等は地域に根付いて海岸の清掃活動等を展開し、各地の海岸における海岸漂着物等の実態や回収手法等に関して豊富な知見を有しているほか、民間団体等の中には、各地に幅広いネットワークを構築して有機的に連携を図りながら組織的な活動を行っている全国的組織もあり、海岸漂着物対策の推進を図る上で重要な役割を果たしている。</p> <p>このように、民間団体等は、海岸漂着物等の処理やその発生抑制において自ら主体となって活動を行うことに加え、国民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担うことが期待される。</p> <p>このため、国や地方公共団体は、民間団体等との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、表彰制度を活用した望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。</p> <p>イ 民間団体等の知見等の活用</p> <p>民間団体等との連携に際しては、行政から民間団体等への支援という方向だけではなく、民間団体等の協力を得て、その有する豊富な知見や幅広い</p>	<p>海岸漂着物対策専門家会議において、積極的に民間人を登用し、海岸漂着物に関する幅広い意見を聴取し、政策立案において役立てた。</p> <p>地方公共団体においては、ボランティア活動保健支援に加入する等、安全配慮を行った。</p>	<p>○</p>	<p>国は、民間団体等に対し、情報提供を通して支援を行った。また、民間団体等が有する知見やネットワークを積極的に施策に活用した。引き続き、国は、民間団体等との緊密な連携、民間団体等の知見等の活用、民間団体等の活動における安全性の確保を図っていく。</p>

	<p>ネットワークを行政の施策に活用することによって、行政と民間団体等が相互に連携を図るという視点に立つことも重要である。このため、国や地方公共団体は、海岸漂着物対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）や海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）の機会を活用する等により、民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するよう努める。</p> <p>ウ 民間団体等の活動における安全性の確保 海岸漂着物等の中には、使用済みの注射器等の医療廃棄物やガスボンベ等の危険物が含まれる場合があるため、民間団体等が海岸漂着物等の回収を行うに際し、その活動における安全性の確保を図ることが必要である。このため、国や地方公共団体は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。</p>			
<p>（海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進） 第 26 条 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第 27 条 （海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発） 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。</p>	<p>（第 1（5）①、11 頁） ① 環境教育及び普及啓発 海岸漂着物は国民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、広く各界各層の国民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うよう促すことが重要である。</p> <p>ア 環境教育の推進 国や地方公共団体は、国民一人ひとりが海岸漂着物の問題についての理解を深め、その自覚を高められるよう、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興等、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。特に国民に対する環境教育を行う上では、海岸での清掃活動等、海岸漂着物対策の一連の取組に実際に各人が参加する体験活動を通じて環境教育の効果を高めるという視点が大切である。</p>	<p>国は民間団体等の知見やネットワークを活用し、環境教育の推進及び普及啓発に努めた。</p> <p>地方公共団体は、清掃活動、パンフレットの作成・啓発資材の配布等、環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動を行った。</p>	<p>○</p>	<p>環境教育の推進及び普及啓発により、国民一人ひとりが海岸漂着物についての理解を深めてきたが、引き続き環境教育の推進及び普及啓発を行っていく必要がある。地方公共団体、NPO・NGO、地域の住民が連携し、普及啓発等を行っていくことが必要である。</p> <p>今後は、環境教育や普及啓発による効果の検証の方法についても検討していく必要がある。</p>

	<p>イ 普及啓発 国は、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果や、自らが行う施策等について、インターネット等を活用して国民への情報提供を行い、普及啓発に努めるとともに、地方公共団体や民間団体等が実施する海岸漂着物対策に関する情報を収集、整理し、これらの情報をインターネット等を活用して広報すること等を通じて、広く関係者に情報提供を行うよう努める。地方公共団体は、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的な周知を図る等、普及啓発に努める。</p> <p>ウ 環境教育及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用 環境教育や普及啓発に関しては、民間団体等が自主的に清掃キャンペーンその他の活動を行っており、国や地方公共団体は環境教育や普及啓発に際して、これらの活動を行う民間団体等との連携を図ることにより、その有する知見やネットワークの活用に努めることが有益である。</p>			
<p>(技術開発、調査研究等の推進等) 第 28 条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。</p>	<p>(第 1 (5) ③、12 頁) ③ 技術開発、調査研究等の推進等 ア 効率的・効果的な回収方法 海岸漂着物等の処理の推進を図るためには、まず、海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収を行うことが必要であるが、海岸には砂浜、礫浜、磯浜等様々な形状や地理的特性があり、このような地域の自然的条件に即した回収方法を用いることが求められる。また、離島地域を始め、回収に用いる機材等を海岸に搬入することが困難な場合や、回収された海岸漂着物等を運搬することが困難な場合も多くみられる。 このため、国は、離島等において海岸へのアクセスが困難な場所での回収を始め、海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究を推進するよう努める。また、国は、海域にお</p>	<p>国はライブカメラによる海岸漂着物の監視システム等の技術開発を支援した。 また、海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法についての調査研究を推進した。地方公共団体においても、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等を実施した。</p>	<p>○</p>	<p>国は、効率的・効果的な回収方法、海岸漂着物等の処分等に関する技術、発生状況の調査、発生原因の究明に関する手法等の技術開発や調査研究を引き続き行っていく。今後、技術開発や調査研究の成果の普及に努めることが必要である。</p>

	<p>ける漂流物の回収についても効率的かつ効果的な回収に向けた手法の技術開発や調査研究を推進するよう努める。</p> <p>イ 海岸漂着物等の処分等に関する技術 多様な種類の物質からなる海岸漂着物等の円滑な処理を図るためには、海岸漂着物等の多様な性質や態様等に即した適切な方法で海岸漂着物等の処分がなされることが必要であり、技術開発の果たす役割は大きい。また、漁業系資材等の廃棄物の効率的な処分や再生利用等によって廃棄物の減量化を進めることは海岸漂着物等の発生抑制に資する。このため、国は、多種類の物質を含む海岸漂着物等について適正かつ効率的に処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究の推進に努める。</p> <p>ウ 発生の状況の調査、発生の原因の究明に関する手法 海岸漂着物等の効果的な発生抑制のために適切な施策を講ずるためには、まず、海岸漂着物等の漂着状況を適切に把握するとともに、その発生原因の究明を通じて問題となっている海岸漂着物等がどのように発生するのかを解明し、その結果を踏まえて施策を企画することが必要である。このため、国は、海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法について調査研究の推進に努める。</p> <p>エ 成果の普及等 国は、これらの技術開発や調査研究の成果について、地方公共団体や民間団体等の関係者と共有できるよう、インターネット等を活用して成果の普及に努める。</p> <p>また、海岸漂着物の問題については、学識経験者によって様々な研究活動が行われており、国や地方公共団体は、調査研究や技術開発等の推進に際し、成果の共有等、学識経験者による研究活動との連携に努める。</p>			
--	--	--	--	--

<p>(財政上の措置) 第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。</p> <p>2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。</p> <p>3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。</p>		<p>政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じてきた。</p> <p>また、一部地方公共団体においても、海岸漂着物の回収・処理、海岸美化・清掃費等のため、独自に予算を措置した。</p>	○	<p>国は、引き続き、海岸漂着物対策の実施に向け必要な予算の確保に向け、努力していくことが必要である。また、事業内容に応じて（例：発生抑制対策）、重点的に予算配分する、使い勝手を良くするなど予算の効果的・効率的な使い方を考えていく必要がある。</p>
<p>(海岸漂着物対策推進会議) 第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。</p> <p>2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。</p> <p>3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。</p>		<p>海岸漂着物対策推進会議を4回開催し、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行ってきた。また、海岸漂着物対策専門家会議を6回開催し、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言頂いた。</p>	○	<p>引き続き、海岸漂着物対策推進会議及び海岸漂着物対策専門家会議を開催し、海岸漂着物の処理を推進していく。</p>
<p>(法制の整備) 第三十一条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。</p>		<p>現在のところ、法制の整備を速やかに実施しなければならない状況にはない。</p>	△	<p>引き続き、施行状況をみながら、検討を行っていく。</p>
<p>附帯決議</p> <p>1. 海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底</p>	<p>(第1(2)⑥、9頁)</p> <p>⑥ 海域における漂流物等の回収対策の推進 海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等（以下「漂流物」という。）や海底に堆積又</p>	<p>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域除く）において、海面に浮遊するゴミ、流木等の回収を行っている。</p> <p>また、「漁場漂流・漂着物対策促進事</p>	△	<p>国は引き続き、漂流ごみ及び海底堆積ごみの実態把握に努め、回収・処理を実施するよう努める。</p>

<p>堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。</p>	<p>は散乱するごみ等(以下「海底の堆積物」という。)の回収対策を講ずることは、海岸漂着物等の発生抑制に資するものである。このため、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、閉鎖性海域等における漂流物の回収対策の推進を図るよう努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進を図るよう努める。</p>	<p>業」を実施し、漁業活動中に回収した漂流物等の処理費用等について助成している。 加えて、漂流・海底ごみ実態把握調査を行っている。</p>		
---	---	--	--	--